

令和8年度

労働安全衛生法 第59条 第3項 に基づく

足場の組立て等の業務特別教育のご案内

新潟労働基準協会・新発田労働基準協会・新津労働基準協会 合同開催

労働安全衛生法第59条第3項では、事業者が危険または有害な業務に労働者を従事させる場合、その業務に関する安全や衛生のための「特別の教育」を実施することを義務付けています。

その中で、足場の組立て・解体または変更の作業に係る業務に労働者を就かせる場合についても、特別教育が義務付けられております。（※足場の組立て等作業主任者技能講習修了者は除きます。）

是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会、新津労働基準協会が合同で開催します。）

尚、全課程修了時に、修了証を交付いたします。（発行は、主催の新潟労働基準協会名となります。）

1. 講習科目 足場及び作業の方法に関する知識、工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
労働災害防止に関する知識、関係法令（6.0H）

2. 受講料 会員9,500円 非会員11,700円 [受講料、テキスト代等すべて消費税込み]

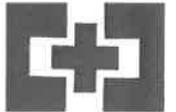
3. 日程 ※新潟県内の他地区労働基準協会会員の事業場様も会員扱いとなります。

予定日	時間	会場
令和8年 5月26日(火)	9:00 ~ 16:00	新潟県トラック総合会館4階
" 10月20日(火)		新潟市中央区新光町6-4 ※駐車場は会館裏側にあります。

※ 昼食は、各自持参ないし外食等をお願いします。

FAX 025-250-7584

足場の組立て等の業務の特別教育受講申込書



受講希望月日	いずれかに○をつけてください。	⇒ 会員 (9,500円) 非会員 (11,700円)
ふりがな 受講者氏名	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	申込担当者 問合せ TEL番号 受取票送信 FAX番号 ・お申込みの場合は、下記口座へ銀行振込(手数料は貴社負担)し、受領証(写し)と本申込書をFAX、または、郵送してください。 事前に電話連絡のうえであれば、申込書・現金 事務局持参可です。

※ 受講票は、入金確認後、予定日の1ヶ月前になりましたら、順次FAXにて送付いたします。

〔振込口座：第四北越銀行 本店営業部 普通1659948 新潟労働基準協会〕 (手数料貴社負担)

申込期間 原則講習初日の1週間前迄。定員締切の場合もありますので電話で確認下さい。

申込先 新潟労働基準協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館4階

TEL 025-250-7572 FAX 025-250-7584

上記のとおり受講料 名分、金 円を添えて申し込みます。(月 日振込)

〒 所在地
年 月 日

事業場名

事業場長職氏名

新潟労働基準協会 御中

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施及び、修了証の管理以外には使用いたしません。

※当協会で行う特別教育は『人材開発支援助成金』の対象とはならないので、ご注意ください。

その他多数ある各種助成金等については、助成金等を支給する機関にてご確認ください。

受講票を郵送希望の場合、返信用封筒を添えて郵送にてお申し込み下さい。